

## 規 則

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十一号

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

砂利採取法施行細則（昭和四十四年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第四条」を「第四条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第五条」を「第四条第五項及び第六項、第五条」に改める。

第二条第二項中「第四条第一項」の下に「若しくは第五項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。